

## 平成 31 年 4 月 1 日以降の窓口審査方法

窓口で、申請書類（閲覧対象、閲覧対象外）3部及び確認書類1部を提出する。



次の者について、他建設業者と重複がないか確認します。  
経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、国家資格者等、令第3条に規程する  
使用人

重複なし



重複あり



次の許可要件について確認します。  
経營業務の監理責任者、営業所の専任技術者、財産的  
要件、欠格要件（犯歴及び暴力団排除関係を除く。）

書類を返却し、審査終了

審査終了

不備なし



不備あり



許可要件に影響がない補正点について補正依頼をし、  
申請書類を受理する。

受理

書類を返却し、審査終了

審査終了



受理後、内部審査及び、市町村・県警への犯歴・暴力団照会を実施する。不備がなければ許可を発給する。

※犯歴・暴力団照会において欠格要件に該当した場合は許可の拒否を行います。

許可発給